

一般社団法人東京都テニス協会

倫理規程

(目的)

第 1 条

この規程は、一般社団法人東京都テニス協会（以下「この法人」という。）の事業活動に参画するもの及び登録する指導者・審判員・選手等の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、事業を公正かつ適正に運営し、よって一般社団法人東京都テニス協定会款（以下「定款」という。）第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条

この規程は、定款第5条に規定する正加盟会員、準加盟会員及び個人加盟会員、定款第20条に規定する理事及び監事、定款第28条に規定する名誉会長、顧問及び参与、定款第41条に規定する委員会の活動に参加する者（以下「役員等」という。）及び定款第42条に規定する事務局職員並びにこの法人及び加盟団体に所属もしくは登録する指導者・審判員・選手等（以下「職員等」という。）に適用する。

(役員等及び職員等の基本責務)

第 3 条

役員等及び職員等は、第1条の目的を達成するため、この法人の定款及び諸規則に基づき、高邁な倫理観に留意し、社会規範に反することのないよう、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

- 2 役員等及び職員等は、「公益財団法人東京都体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解し、実践しなければならない。

(役員等及び職員等の遵守事項)

第 4 条

役員等及び職員等は、法令及びこの法人の定める規則を遵守しなければならない。

- 2 役員等及び職員等は、暴力、各種ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング等、薬物（大麻、麻薬、覚醒剤等）乱用の違法行為やスポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。
- 3 役員等及び職員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 4 役員等及び職員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己・特定団体の利益を図ることや幹旋・強要をしてはならない。

- 5 役員等及び職員等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、適正な会計処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- 6 役員等及び職員等は、反社会的勢力とは一切の関係をもってはならない。
- 7 役員等及び職員等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを律し、この法人の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

(登録する指導者・審判員・選手等の遵守事項)

第 5 条

この法人が設ける登録制度に登録する指導者・審判員・選手等は、法令及びこの法人の定める規則を遵守しなければならない。

- 2 この法人が設ける登録制度に登録する指導者・審判員・選手等は、暴力、各種ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング等、薬物（大麻、麻薬、覚醒剤等）乱用の違法行為やスポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。
- 3 この法人が主催・後援・協賛・主管・協力する大会及び講習会等に出場する審判員、選手及び帯同するコーチは、ルール・オブ・テニス、J T A公式トーナメント・コード・オブコンダクト等 J T Aテニス・ルールブックに記載されている事項を遵守しなければならない。
- 4 この法人が設ける登録制度に登録する指導者・審判員・選手等は、反社会的勢力とは一切の関係をもってはならない。

(倫理委員会)

第 6 条

この規程の実効性を確保するため、理事会の決議により、この法人内に必要に応じて倫理委員会を設置する。

- 2 倫理委員会は、次の事項を所掌する。
 - (1) この法人及び役員等及び職員等の綱紀粛正の維持・推進に関すること。
 - (2) 法令違反及び倫理規程及び倫理に関する指針並びにコード・オブ・コンダクト違反に対する処分に関すること。
- 3 倫理委員会に1名の委員長と若干名の委員を置く。
- 4 委員長は、会長が利害関係者を除く理事又は学識経験者の中から推挙する者を理事会に諮って会長が委嘱し、解任する。
- 5 委員は、委員長が利害関係者を除く理事、この法人の加盟会員又は学識経験者の中から推挙するものを理事会に諮って会長が委嘱し、解任する。
- 6 委員会は、委員長が招集してその議長となり、議事は委員の合意により決定する。
- 7 倫理委員会の解散は、理事会の決議による。

(違反行為への対応)

第 7 条

第2条に規定するものが、この規程に反する行為を行ったおそれがあると認められた場合は、倫理委員会は調査を行い、この規程に違反する行為を行ったと認められる場合は、会長に報告を行う。

- 2 違反行為に対してこの法人としての処分が必要と判断された場合、会長は、常務理事会の決議を経て倫理委員会に対して事実調査に基づく処分審査を諮ることができる。
- 3 会長は、倫理委員会の意見を聴取した上で、別に定める処分手続きに基づく必要な処分を決定することができる。

(改 廃)

第 8 条

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附 則)

- 1 倫理委員会の運営を含むこの規程の施行に関し必要な事項は、別に定める細則による。
- 2 この規程は、2018年11月21日より施行する。

2018年11月20日制定